府中市指定樹木奨励金交付要綱

平成２６年３月２０日
要綱第２３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、指定樹木（次条第１項の規定による指定を受けた樹木をいう。以下同じ。）の所有者に対し、当該指定樹木の保全に係る奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（樹木の指定）

第２条　市長は、次に掲げる要件を満たす樹木について、当該樹木の所有者からの申請により指定する。ただし、指定する樹木の本数は、当該申請を行う者１人につき３０本を限度とする。

⑴　原則として、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れている樹木

ア　１．５メートルの高さにおける幹の周囲が１．５メートル以上であること。

イ　高さが１０メートル以上であること。

⑵　管理が適正に行われていること。

⑶　所有者の住居の敷地内にあること。

⑷　個人の所有物（共有物を除く。）であること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　次の各号のいずれかに該当する樹木については、前項の規定による指定をしないものとする。

⑴　文化財保護法（昭和３１年法律第２１４号）第１０９条第１項、第１１０条第１項又は第１８２条第２項の規定により指定され、又は仮指定された樹木

⑵　国、地方公共団体、法人その他の団体が所有している樹木

⑶　営業の用に供されるもの

３　第１項の規定による樹木の指定を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

（指定の通知）

第３条　市長は、前条第１項の規定により樹木を指定したときは、通知書により同条第３項の規定による申請をした者に通知する。

（指定樹木の保全）

第４条　指定樹木の所有者は、市長が交付する標識を当該指定樹木に取り付けなければならない。

２　指定樹木の所有者は、当該指定樹木の適切な管理に努めなければならない。

３　指定樹木の所有者は、当該指定樹木が滅失し、又は枯死したときは、速やかに届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

４　指定樹木の所有者が変更になったときは、新たに所有者となった者が、速やかに届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

（指定の解除）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定樹木の指定を解除することができる。

⑴　指定樹木が第２条第２項各号のいずれかに該当したとき。

⑵　指定樹木の滅失、枯損等によりその指定の理由が消滅したとき。

⑶　公益上の理由その他特別な理由があるとき。

⑷　指定樹木の所有者が指定の解除を申し出たとき。

２　市長は、前項の規定により指定樹木の指定の解除を決定したときは、通知書により当該指定樹木の所有者に通知する。

（奨励金の交付）

第６条　市長は、指定樹木の所有者に対し、当該指定樹木１本につき年額４，０００円を奨励金として交付するものとする。

２　前項の奨励金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、申請書により市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請が適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

４　前項の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に奨励金の交付を請求しなければならない。

（奨励金の返還）

第７条　市長は、既に奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該者から当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　第５条第１項の規定により当該者の指定樹木の指定を解除したとき。

⑵　偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

（様式）

第８条　この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年３月２０日から施行する。

（府中市みどりの保護及び育成に関する要綱の廃止）

２　府中市みどりの保護及び育成に関する要綱は、廃止する。

（府中市指定樹木等に対する奨励金交付要綱の廃止）

３　府中市指定樹木等に対する奨励金交付要綱は、廃止する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に指定を受けた樹木等については、当面の間、なお従前の例による。